

新仙台火力発電所リプレイス計画

環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成 19 年 4 月

東北電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成19年3月1日（木）

(2) 公告の方法

① 平成19年3月1日（木）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（資料1 参照）

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・河北新報（宮城県版，朝刊） | ・朝日新聞（宮城県版，朝刊） |
| ・毎日新聞（宮城県版，朝刊） | ・読売新聞（宮城県版，朝刊） |
| ・産経新聞（宮城県版，朝刊） | ・日本経済新聞（東北版，朝刊） |

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・次の自治体広報誌（2誌）の3月号（3月1日発行）に掲載。（資料2 参照）
 - （i）多賀城市の広報誌（広報多賀城）
 - （ii）七ヶ浜町の広報誌（広報しちがはま）
- ・宮城県及び仙台市のホームページに平成19年3月1日（木）より掲載。（資料3 参照）
- ・当社ホームページに平成19年2月28日（水）より掲載。（資料4 参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所、当社事業所4箇所、計8箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：宮城県環境生活部環境政策課（仙台市青葉区本町三丁目8-1）

仙台市環境局環境管理課（仙台市青葉区一番町四丁目7-17

小田急仙台ビル9階）

多賀城市役所（多賀城市中央二丁目1-1）

七ヶ浜町役場（宮城県七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1）

当社事業所：仙台営業所（仙台市青葉区中央四丁目1-6）

塩釜営業所（多賀城市鶴ヶ谷一丁目11-1）

新仙台火力発電所（仙台市宮城野区港五丁目2-1）

仙台火力発電所（宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島1番地）

(4) 縦覧期間

平成 19 年 3 月 1 日（木）から平成 19 年 4 月 2 日（月）までとした。

ただし、新仙台火力発電所での縦覧以外は、土曜日、日曜日、祝日は除いた。

また、当社事業所では、縦覧期間終了後も平成 19 年 4 月 16 日（月）まで閲覧できるようにした。

縦覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

総数	14 名 [71 部]
（内訳）宮城県環境生活部環境政策課	3 名 [5 部]
仙台市環境局環境管理課	4 名 [17 部]
多賀城市役所	1 名 [2 部]
七ヶ浜町役場	2 名 [15 部]
仙台営業所	1 名 [29 部]
塩釜営業所	2 名 [3 部]
新仙台火力発電所	1 名 [0 部]
仙台火力発電所	0 名 [0 部]

注：〔 〕内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持帰り部数である。

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 19 年 3 月 1 日（木）から平成 19 年 4 月 16 日（月）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函（資料 5 参照）
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

環境保全の見地から提出された意見は 2 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は2件であった。

「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づき、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	現状の環境負荷を軽減出来る発電設備の着工は、将来の環境を考えると望ましい設備であり、発電燃料の転換をLNGにすることはCO ₂ 問題も含め地球環境の面からも優れているので早い完成を望む。	本事業は、重油、原油及び天然ガスを燃料とする従来型（コンベンショナル）発電設備を、天然ガスを燃料とする発電効率の高いコンバインドサイクル発電設備にリプレースすることにより、硫黄酸化物やばいじんを発生させず、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境負荷を現状よりも低減する計画であります。事業の実施にあたっては、環境影響評価を適切に行い、環境負荷低減に配慮しながら着実に推進してまいります。
2	景観 建築 海から ※	事業の計画にあたっては、海からの景観にも配慮して検討を進めてまいります。 （「海からの景観にも配慮した建築を望む」との意見と解釈しました。）

※ 意見書に氏名及び住所が記載されてなく連絡先が不明のため、原文どおり記載した。

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成19年3月1日(木)掲載

- ・河北新報(宮城県版, 朝刊)
- ・朝日新聞(宮城県版, 朝刊)
- ・毎日新聞(宮城県版, 朝刊)
- ・読売新聞(宮城県版, 朝刊)
- ・産経新聞(宮城県版, 朝刊)
- ・日本経済新聞(東北版, 朝刊)

新仙台火力発電所リブレス計画

環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、「新仙台火力発電所リブレス計画」環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十九年三月一日

東北電力株式会社 取締役社長 高橋 宏明

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】

名称 東北電力株式会社

代表者 取締役社長 高橋 宏明

所在地 宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 新仙台火力発電所リブレス計画

種類 ガスタービン及び汽力

規模 (コンバインドサイクル発電方式)

出力九十五万キロワット級

【対象事業が実施されるべき区域】

宮城県仙台市宮城野区港五丁目二番一号

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

仙台市、多賀城市、七ヶ浜町

【縦覧】

一、縦覧場所

宮城県環境生活部環境政策課

(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

仙台市環境局環境管理課

(仙台市青葉区一番町四丁目七番十七号)

小田急仙台ビル九階

多賀城市役所(多賀城市中央二丁目一番一号)

七ヶ浜町役場(宮城県七ヶ浜町東宮浜五番地)

五番地一号

東北電力株式会社仙台営業所

(仙台市青葉区中央四丁目一番六号)

東北電力株式会社塩釜営業所

(多賀城市鶴ヶ谷一丁目十一番一号)

東北電力株式会社新仙台火力発電所

(仙台市宮城野区港五丁目二番一号)

東北電力株式会社仙台火力発電所

(宮城県七ヶ浜町代々嶺字前庭一番地)

二、縦覧期間

平成十九年三月一日(木)から平成十九年四月二日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

弊社新仙台火力発電所では土曜日、日曜日、祝日も

ご覧になれます。なお、弊社事業所では、縦覧期間終了後も平成十九年

四月十六日(月)までご覧になれます。

三、縦覧時間

午前九時から午後五時まで

四、意見書の提出

【環境影響評価方法書】について、環境の保全の見地

からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けて

ております意見書箱にご投函くださるか、または書面に

て郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項

氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その

名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

意見書の提出の対象である方法書の名称

方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成十九年四月十六日(月)まで(当日消印有効)

七、意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒九八〇-〇八五五〇

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

東北電力株式会社 環境部(環境管理)

TEL 〇二二-七九九-六一五四

「広報 多賀城」3月号掲載

■東北電力(株)新仙台火力発電所リ
ブレース計画環境影響評価方法書
をご覧になれます

縦覧期間／3月1日(木)～4月2日
(月)の平日午前9時～午後5時

縦覧会場／市役所2階市民相談室
*環境保全の見地からご意見をお
持ちの方は、縦覧場所に備え付け
の意見書箱に意見書を投函するか、
4月16日(月)までに事業者の東北電
力(株)環境部(仙台市青葉区本町一
丁目7-1)に意見書を提出するこ
とができます。

なお、東北電力(株)仙台営業所、
塩釜営業所、仙台火力発電所およ
び新仙台火力発電所では、4月16
日(月)まで(新仙台火力発電所では
土曜・日曜日、祝日も)縦覧がで
きます。

問／東北電力(株)環境部
☎799・6154

「広報 しちがはま」3月号掲載

東北電力(株)新仙台火力発電所
リブレース計画環境影響
評価方法書の縦覧

●縦覧期間 4月2日(月)までの平
日午前9時～午後5時

●縦覧場所 役場玄関ロビー

●意見書の提出 環境保全の見地か
らご意見をお持ちの方は、縦覧場所
に備え付けの意見書箱に意見書を投
函するか、4月16日までに、東北電
力(株)環境部(仙台市青葉区本町1
丁目7-1)に提出することができます。

※東北電力(株)仙台営業所、塩釜営業所、
仙台火力発電所、新仙台火力発電所
では4月16日まで縦覧しており、新
仙台火力発電所では土・日・祝日も
ご覧になれます。

*お問い合わせは、東北電力(株)環境部
まで
☎(99)6154

宮城県ホームページ掲載内容

(平成19年3月1日(木)より、みやぎの環境情報館:環境アセスメントお知らせに掲載)

「環境影響評価書等の縦覧開始及び意見書提出のお知らせ」

- 1 書類／新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書
- 2 場所／自治体庁舎：宮城県環境生活部環境政策課、
仙台市役所環境局、多賀城市役所、七ヶ浜町役場
東北電力株式会社：仙台営業所、塩釜営業所、
新仙台火力発電所、仙台火力発電所
- 3 期間／平成19年3月1日(木)から平成19年4月2日(月)まで
(土・日・祝日は除きます。なお、東北電力株式会社では平成19年
4月16日(月)までご覧になれます。また、東北電力株式会社新仙台
火力発電所では土・日・祝日も縦覧しております。)
- 4 時間／午前9時から午後5時まで
- 5 意見書の提出／環境影響評価方法書について環境保全の見地からの
意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けてあります
意見書箱にご投函くださるか、書面にて郵送により下
記提出先までお寄せください。
 - 1) 意見書の記載事項
 - ・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ・意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意
見の理由を含めて記入してください。)
 - 2) 提出期限 平成19年4月16日(月)まで(当日消印有効)
 - 3) 提出先(お問い合わせ先)
〒980-8550
宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社環境部(環境管理)宛
TEL: 022-799-6154

仙台市ホームページ掲載内容

(平成 19 年 3 月 1 日 (木) より, 仙台市環境コーナー: イベント・募集・新着情報に掲載)

新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書の縦覧を行います。

事業者の名称	東北電力株式会社
対象事業の種類	発電所 (火力 ; 出力 95 万 KW 級)
環境影響評価方法書等の縦覧期間	平成 19 年 3 月 1 日から同年 4 月 2 日まで

当社ホームページに掲載内容
(平成19年2月28日(水)より、プレスリリースに掲載)

新仙台火力発電所リブレース計画 環境影響評価方法書の届出・送付および縦覧について

平成19年2月28日

当社は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書」を経済産業省に届け出るとともに、宮城県ならびに仙台市など3市町*に送付いたしました。

当社では、火力電源の競争力強化と二酸化炭素の排出削減に向けて、新仙台火力発電所の既設1・2号機を廃止し、同敷地内に、3号系列として95万kW級の高効率コンバインドサイクル発電設備の建設を計画しております。

この「方法書」は、このリブレース計画にあたり、これから行う環境影響評価の項目や調査、予測および評価の手法をとりまとめたものです。

また、届出・送付した「方法書」につきましては、以下のとおり縦覧いたします。

(1) 場所

- (自治体庁舎) 宮城県環境生活部環境政策課、
仙台市環境局環境管理課、多賀城市役所、七ヶ浜町役場
- (当社事業所) 仙台営業所、塩釜営業所、新仙台火力発電所、
仙台火力発電所

(2) 期間

- (自治体庁舎) 平成19年3月1日(木)から4月2日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (当社事業所) 平成19年3月1日(木)から4月16日(月)まで
(新仙台火力発電所のみ土曜日、日曜日、祝日も縦覧可能)

(3) 時間

- 自治体庁舎および当社事業所ともに 午前9時～午後5時

以上

* 3市町: 仙台市、多賀城市、七ヶ浜町

「新仙台火力発電所リプレイス計画 環境影響評価方法書」

御意見記入用紙

平成19年 月 日

7. -

御住所

御氏名

連絡先

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

[illegible]

注) 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、住所、氏名は必ず記入願います。

なお、本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。